

事故や傷害事件などにより負傷し医療機関等で保険証を使用した場合は被害届を提出することになります。

医療機関等で診療された際、その負傷（疾病）原因が第三者の行為によるときは（加害者がいるとき）、保険者に届出することが義務づけられております。

負傷（疾病）原因が交通事故、闘争（傷害事件）等の第三者行為によるときは、同封いたしました「第三者行為による被害届」等の書類一式を提出してください。

なお、傷病原因が第三者行為でない場合も、「第三者行為による被害届」の「第三者」を「自損」に訂正し、「負傷（疾病）原因報告書」と当該各欄記載のうえ、提出して下さるようお願いいたします。

【届出に必要なもの】（そろわないときは後日でもよい）

同封した書類一式、印章、事故証明書（交通事故の場合）、示談書（成立の場合のみ）

なぜ書類提出が必要かといいますと

医療機関で診療された際自己負担が3割等で済んでいるのは、残りの7割等をみなさんからいただいております国民健康保険税（国保税）で負担しているからです。

その診療の原因が、第三者の行為（交通事故は傷害事件）によるものであるときは、その不法行為等がなければ診療もしなくても済んだわけですから、加害者に対し損害賠償請求をすることにより、国保税を無駄に使うことを抑制しなければなりません。

本来、事故等で診療する場合、まず、被害届を保険者へ提出した後、医療機関において保険診療扱いにしてもらうこととなります。

【参考】国民健康保険法施行規則第32条の6

給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、その事実、当該被保険者の氏名、当該被保険者が退職被保険者等である場合にあってはその旨、第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を直ちに、保険者に届け出なければならない。

第三者行為と呼ばれるもの

- 交通事故（知人や家族運転の自動車に同乗中におきた自損事故も含まれます。）
- 道路を歩行中、犬散歩をしていた他人の犬に噛まれた。
- 見ず知らずの人にこちらはなにもしていないのにいきなり殴られた。 など

保険診療できないもの（保険証が使用できないもの）または給付が制限されるもの

- 仕事中や通勤・帰宅途中の事故（労働災害保険が適用されます。）
- 自己の犯罪行為により、または故意に疾病・負傷した場合
- けんかなどの闘争や無免許運転 など